

「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」 の成立にあたって

本日、議員立法により「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、過疎地域自立促進特別措置法の期限が6年間延長されることとなった。国会議員をはじめ、関係各位のご尽力に対し心から敬意を表する次第である。

改正では、現行の過疎地域は引き続き指定するとした上で、直近の国勢調査に基づく指定要件が追加された。また、過疎地域自立促進のための特別措置が拡充され、特に、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化などのいわゆるソフト事業が過疎対策事業債の対象とされるなど、過疎地域の要望に応えたものであり、高く評価したい。

これまでの4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げているものの、過疎地域は未だ極めて深刻な状況に置かれている。

国におかれては、このような厳しい状況を踏まえ、今後とも過疎地域が多面的・公益的な機能をより一層発揮できるよう、地方の意見を反映した実効性のある過疎対策を講じられたい。

我々としても、引き続き、過疎地域の特色ある発展を目指して、自らの責任を果たしていく所存である。

平成22年3月10日

全国知事会過疎対策特別委員会委員長
長野県知事 村井 仁